

令和7年度千葉県看護教員養成講習会実施要領

1 目的

看護基礎教育の教育実践に必要な知識・技術・態度を修得し、教員として看護基礎教育の内容の充実向上を図ることを目的とする。

2 主催 千葉県

3 実施期間 令和7年4月以降の開講とし、令和8年3月までの閉講とする

4 実施場所 千葉県ナースセンター 〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港249-10

5 講習内容 「令和7年度千葉県看護教員養成講習会教育内容」参照

6 定員 40名

7 受講資格

本講習会終了後、看護基礎教育を希望する者で、次の条件を満たしている者

- (1) 保健師、助産師若しくは看護師として5年以上業務に従事した者
- (2) 保健師、助産師若しくは看護師として3年以上業務に従事し、かつ大学において教育に関する科目(4単位)を履修して卒業し、若しくは大学院において教育に関する科目(4単位)を履修した者
- (3) 志望の動機が明確である者

8 受講方法および受講者の決定

「令和7年度千葉看護教員養成講習会募集要項」参照

9 修了後の資格

講習会を修了した者には、厚生労働省認定の専任教員養成講習会の修了証を交付する。

10 経費

- (1) 受講料を徴収する。(県内受講者 35万円、 県外受講者 40万円)
- (2) 講習会受講のために要する食費、宿泊費、交通費、図書費、教材費、実習に伴う費用の一部等は別途、受講者の負担とする。